

公法判例研究

九州公法判例研究会

中村, 英樹
九州産業大学講師

<https://doi.org/10.15017/2325>

出版情報 : 法政研究. 70 (1), pp.235-248, 2003-07-22. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

公法判例研究

九州公法判例研究会

郵便法損害賠償免責規定違憲判決

最高裁判平成一四年九月一日大法院判決、平成一一年（オ）一七六七号、損害賠償請求事件、破棄差戻し。民集五六卷七号一四三九頁

中村 英樹

本判決は、最高裁判所による六件目、一五年ぶりの法令違憲判決として注目されたものである。本稿ではこの判決の意義、特徴、射程について検討を行う。¹

一、事実の概要

上告人X社（原告、控訴人）は、訴外Aに対して有する債権一億三九六九万円のうち七二〇〇万円について弁済を

求めるため、①訴外Aが預金のある訴外B銀行に対して有する預金払戻請求権について、訴外Aを債務者、訴外B銀行を第三債務者として、②訴外Aが勤務先である訴外C社に対して有する給与支払請求権について、訴外Aを債務者、訴外C社を第三債務者として、債権差押命令の申立てを神戸地裁尼崎支部に対して行い、債権差押命令を得た。

この差押命令の正本は、「特別送達」（民訴法一〇三〜一〇六条、一〇九条、郵便法五七条一、二項、六六条）の方法により、訴外Aの勤務先である訴外C社に一九九八年四月一四日に送達されたが、訴外B銀行には翌日の一五日に送達された（B銀行とC社は同一郵便局管内かつ同一町内の二丁目と三丁目にあるという）。その結果、差押を察知した訴外Aは一四日に訴外B銀行から預金全額を引き出してしまったため、X社は目的を果たすことができなかった。そこでX社は、訴外B銀行への送達が一日遅れたのは、命令正本を郵便局員が誤って私書箱に投函したことによるとして、送達事務を行う国に対して損害賠償を求める訴訟を提起した。

二、一審及び二審判決

第一審判決（神戸地裁尼崎支判一九九九年三月一日）

は、郵便物に関して、①「書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき」、②「引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき」、③「小包郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき」に限り一定の範囲内で損害を賠償すると定めた郵便法六八条、及び損害賠償請求をすることができる者を、「当該郵便物の差出人又はその承諾を得た受取人」に限定する郵便法七三条により、国はこれらの場合以外には郵便物に関して損害賠償責任を負わない、とした。また、憲法一七条を受けて制定された法律の規定が公務員の不法行為についての国等に対する損害賠償請求権を無条件、無限定に否定する、ないしは殆ど否定するに等しいような著しく不合理な内容であつて、国会に与えられた立法裁量の範囲を逸脱していることが明らかな場合を除き、当該規定が国等の損害賠償責任を制限する内容であるからといって直ちに違憲無効の問題を生ずるものではない、と述べ、原告の請求を棄却した。

そこで原告は控訴したが、控訴審判決（大阪高判一九九九年九月三日）は地裁判決を支持し、控訴を棄却した。これに対して控訴人X社は、郵便法六八条、七三条は憲法一七条に違反する、又は六八条、七三条のうち、郵便業務従

事者の故意又は重過失によつて損害が生じた場合にも国の損害賠償責任を否定している部分は憲法一七条に違反すると主張して上告した。これを受けて下されたのが、本判決である。

三、判旨（以下、傍線は筆者）

原判決破棄、大阪高裁へ差戻し

1 憲法一七条は、国又は公共団体に対して損害賠償を求める権利を保障し、法律によるその具体化を予定している。これは、公務員の行為の国民への関わり方には種々多様なものがあり得ることから、「国又は公共団体が公務員の行為による不法行為を負うことを原則とした上、公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うかを立法府の政策判断にゆだねたものであつて、立法府に無制限の裁量権を付与するといった法律に対する白紙委任を認めているものではない」。「公務員の不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任を免除し、又は制限する法律の規定が同条に適合するものとして是認されるものであるかどうかは、当該行為の態様、これによつて侵害される法的利益の種類及び損害の程度、免責又は責任制限の範囲及び程度等に応じ、当該規定の目的の正当性並びにその目

的達成の手段として免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべきである」。

2 郵便法は、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進すること」を目的として制定されたものであり（一条）、六八条、七三条が規定する免責又は責任制限規定もこの目的を達成するために設けられたものと解される。「すなわち、郵便官署は、限られた人員と費用の制約の中で、日々大量に取り扱う郵便物を、送達距離の長短、交通手段の地域差にかかわらず、円滑迅速に、しかも、なるべく安い料金で、あまねく、公平に処理することが要請されているのである。仮に、その処理の過程で郵便物に生じ得る事故について、すべて民法や国家賠償法の定める原則に従つて損害賠償をしなければならぬとすれば、それによる金銭負担が多額となる可能性があるだけでなく、千差万別の事故態様、損害について、損害が生じたと主張する者らに個々に対応し、債務不履行又は不法行為に該当する事実や損害額を確定するため、多くの労力と費用を要することにもなるから、その結果、料金の値上げにつながり、上記目的の達成が害されるおそれがある。

したがって、上記目的の下に運営される郵便制度が極め

て重要な社会基盤の一つであることを考慮すると、法六八条、七三条が郵便物に関する損害賠償の範囲に限定を加えた目的は、正当なものであるといふことができる」。

3 本件の郵便物については、まず書留郵便物として郵便法六八条、七三条が適用されるが、上告人が主張する事実関係は、上記各条により国が損害賠償を負う場合には当たらない。

書留は、当該郵便物の引受けから配達に至るまでの記録をするなどにより（法五八条一項、同条四項）、郵便物が適正かつ確実に配達されるようにした特殊取扱いであり、「書留郵便物が適正かつ確実に配達されることに対する信頼は、書留の取扱いを選択した差出人はもとより、書留郵便物の利用に関係を有する者にとつても法的に保護されるべき利益であるといふことができる」。しかし、「書留郵便物も大量であり、限られた人員と費用の制約の中で処理しなければならぬものであるから、郵便業務従事者の軽過失に基づく損害の発生は避けることのできない事柄であり、「限られた人員と費用の制約の中で日々大量の郵便物なるべく安い料金で、あまねく、公平に処理しなければならぬ」といふ郵便事業の特質は、書留郵便物についても異なるものではないから、法一条に定める目的を達成する

ため、郵便業務従事者の軽過失による不法行為に基づき損害が生じたにとどまる場合には、法六八条、七三条に基づき国の損害賠償責任を免除し、又は制限することは、やむを得ないものであり、憲法一七条に違反するものではない。」。

しかしながら、このような書留郵便物について、郵便業務従事者の故意又は重過失による不法行為に基づき損害が生ずるようなことは、「通常の職務規範に従って業務執行がされている限り、ごく例外的な場合にとどまるはずであつて、このような事態は、書留の制度に対する信頼を著しく損なうものといわなければならず」、「このような例外的な場合にまで国の損害賠償責任を免除し、又は制限しなければ法一条に定める目的を達成することができないとは到底考えられず、郵便業務従事者の故意又は重大な過失による不法行為についてまで免責又は責任制限を認める規定に合理性があるとは認め難い」。以上から、「法六八条、七三条の規定のうち、書留郵便物について、郵便業務従事者の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合に、不法行為に基づく国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分は、憲法一七条が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱したものであるといわざるを得ず、同条に違反し、無

効であるといふべきである」。

4 特別送達は、訴訟法上の送達の実施方法であり（民訴法九九条）、国民の権利を実現する手続の進行に不可欠なものであるから、特別送達郵便物については、適正な手順に従い確実に受送達者に送達されることが特に強く要請されること、それは書留郵便物のうちのごく一部にとどまること、書留料金に加えた特別の料金が必要とされていること、その差出人は裁判所書記官であり、訴訟当事者等は他の送付の手段を全く有していないこと、送達実施の際に過誤が生じ関係者に損害が生じた場合、それが送達を実施した公務員の軽過失によって生じたものであつても、被害者は国に対して国賠法一条一項に基づく損害賠償を請求し得ること、といった「特別送達郵便物の特殊性に照らすと、法六八条、七三条に規定する免責又は責任制限を設けることの根拠である法一条に定める目的自体は前記のとおり正当であるが、特別送達郵便物については、郵便業務従事者の軽過失による不法行為から生じた損害の賠償責任を肯定したからといって、直ちに、その目的の達成が害されるといふことはできず、上記各条に規定する免責又は責任制限に合理性、必要性があるということは困難であり、そのような免責又は責任制限の規定を設けたことは、憲法一七条

が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱したものであるといわなければならない」。以上から、「法六八条、七三条の規定のうち、特別送達郵便物について、郵便業務従事者の軽過失による不法行為に基づき損害が生じた場合に、国家賠償法に基づく国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分は、憲法一七条に違反し、無効であるというべきである」。

なお本判決には、多数意見の立法裁量に関する判断に対して、福田博、深澤武久裁判官による次のような意見が付されている。すなわち、立法府の有する広範な「裁量の幅」を「裁量権」と表現しこれを違憲立法審査権行使に前置することにより、司法の違憲立法審査権を矮小化し三権分立に伴う司法の役割を十分に果たさない結果を招来することになりかねないため、「裁量権」について論ずる必要はない、とするものである。これに対しては、滝井繁男裁判官が、両裁判官の懸念は当たらない旨を補足意見として述べている。

また、書留の取扱いについて、法六八条、七三条によって国の賠償責任を免除し又は制限していることは郵便法の目的達成の観点から合理性及び必要性があり、憲法一七条

が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱するものではない、とする横尾和子裁判官の意見、及び、特別送達郵便物に関して、それも書留郵便物の一種である以上、郵便制度の目的を達成するために、郵便事業従事者の軽過失による不法行為に基づき損害が生じたにとどまる場合には、国の損害賠償責任を免除又は制限することも憲法一七条が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱するものではない、とする上田豊三裁判官の意見が付されている。

四、検討

1 憲法一七条の性質について

公務員の不法行為による国又は公共団体の賠償責任を定めた憲法一七条は、明治憲法下で権力的行政作用については一貫して国の賠償責任が否定されてきたことに対して、権力的作用か非権力的作用かを区別することなく国の不法行為責任を一般的に認めたものである。²⁾ただ、本条が、「法律の定めるところにより」損害賠償を請求できるとしていることから、「立法府に対する命令」にとどまるといういわゆるプログラム規定であると解するのが、かつての通説であった。³⁾

しかし、最近では、立法府が具体化を怠った場合にはそ

の不作為は違憲となるはずであり、また、法律に対して白紙委任を定めているわけではないので、法律が本条の保障の趣旨を没却するものである場合には違憲無効となるとするなどの法規範性を認めるいわゆる抽象的権利説がむしろ通説的であろうと思われる。⁴⁾

さらに、一部には、国家賠償制度の核心に関わる領域については、あるいは公権力のなす重大な違法行為については、直接憲法一七条により賠償請求権が認められる場合もあるとする説（いわゆる具体的権利説）もある。⁵⁾しかし、憲法一七条の趣旨を受けて国家賠償法が制定されている現在、この種の議論の実益はそれほど大きいものではないと言えよう。⁶⁾

このように本条を具体化する法律として、一般的に国家賠償法があるほか、民法（国家賠償法四条）及びその他の特別法（同五条）があり、本件で問題となった郵便法六八条及び七三条は、この特別法に当たることになる。⁷⁾そして、このような法律が憲法一七条に適合しているか否かという問題に関しては、先の抽象的権利説が述べていたように、法律が無条件に国の賠償責任を否定するなど、本条の趣旨を没却するようなものである場合には違憲無効になるとされてきた。⁸⁾

しかし、本件一審判決も「憲法一七条を受けて制定された法律の規定が公務員の不法行為についての国等に対する損害賠償請求権を無条件、無限定に否定する、ないしは殆ど否定するに等しいような著しく不合理な内容であつて、国会に与えられた立法裁量の範囲を逸脱していることが明らかかな場合」には違憲無効となるとしつつ、郵便法六八条七三条の規定による損害賠償責任の制限を合理的であると判断しているように、このような基準は、そのみでは、憲法一七条に関する違憲性審査基準としては依然曖昧に過ぎたと言えよう。

賠償責任の制限について、これまでの下級審判決では、「合理的な理由がある限り許される」、「合理的な範囲にまで制限することまでをも禁止するものではない」、「合理的理由に基づき：制限することまでを禁止するものではない」⁹⁾などと判示したものがあがるが、どのような場合「合理的」なのか、どのようにそれを判断するのかについては必ずしも明確ではなく、結局のところ憲法一七条の違憲審査基準については、十分検討されてこなかったと言わざるを得ない。¹⁰⁾

それに対して本判決は、公務員の不法行為による損害賠償責任を免除又は制限する規定が憲法一七条に適合するか

否かの違憲審査基準について、まず同条が立法府への白紙委任ではないことを確認する。この点で、抽象的権利説に立っているものと解される。そしてさらに進んで、「当該行為の態様、これによって侵害される法的利益の種類及び損害の程度、免責又は責任制限の範囲及び程度等に応じ、当該規定の目的の正当性並びにその目的達成の手段として免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべき」という判断基準を示している。

このような「総合考慮方式」について、「最高裁がしばしば依拠する比較衡量論と同様の発想がうかがわれる」との指摘もあるが¹¹⁾、憲法一七条が法律による具体化を予定している以上、合憲性の推定を前提として、総合考慮による合理性の基準を適用することにも理由があると思われる¹²⁾。何れにしても審査基準を明確にした点で評価されよう。

2 本件事例の具体的判断について

右記のような基準をもとに、本判決は、郵便法六八条、七三条について具体的判断を行う。まず、これら免責、制限規定の目的を「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進すること」という郵便法制定の目的達成のために設けられた

ものと解し、「郵便制度が極めて重要な社会基盤の一つであること」を考慮して、これら条項の目的自体は正当であるとす。その上で、この目的を達成するために、郵便法の当該規定により国の損害賠償責任を免除あるいは制限することに合理性、必要性があるのかどうかを審査している。その際、以下に見るように、比較的厳格にこの審査を行っている点に、本判決の特徴がある¹³⁾。

(1) 書留郵便物について

判決は、本件の特別送達郵便物が、書留郵便物として郵便法六八条、七三条の適用を受けることから、まず書留郵便物について検討する。そして、郵便業務従事者の故意又は重過失による不法行為に基づき損害が生ずるような「例外的な場合にまで国の損害賠償責任を免除し、又は制限しなければ法一条に定める目的を達成することができないとは到底考えられず、郵便業務従事者の故意又は重大な過失による不法行為についてまで免責又は責任制限を認める規定に合理性があるとは認め難い」としている。

しかし、横尾裁判官意見のように、書留の取扱いについて国の賠償責任を免除し又は制限していることは、郵便法の目的達成の観点から合理性及び必要性がある、という判断もあり得たところである。したがって、多数意見におい

て合理性及び必要性が厳密に問われた実質的理由が存在すると思われる。判決中に現れているものとしては、①郵便業務従事者が故意又は重過失により不法行為を行うことはごく例外的であること、②このような事態は書留制度に対する信頼を著しく損なうものであること、③商法、国際海上物品運送法等の運送事業等にかかる事業者の損害賠償責任を軽減している法令が、事業者の故意、重過失等の場合には責任制限規定が適用されないとしており、それにもかかわらず、このような法令の定めによつて事業の遂行に支障が生じているという事実が指摘されているわけではないこと、である。これについて市川正人教授は、「郵便事業が性質において民間の運送事業と性質を同じくするものであるとの最高裁の認識が必要性判断についての厳格な姿勢をもたらした一因であるように思われる」とし、「規制緩和、民営化が進む中で、国の事業に関して広く国の損害賠償責任を限定する法律が時代遅れになっている、ということであろう」と述べる¹⁴。一般論としては肯首できるが、後述するように、「ユニバーサル・サービス」としての郵便事業という観点からの検討も必要であろうと思われる。

(2) 特別送達郵便物について

次いで判決は、本件で問題となった特別送達郵便物につ

いての考察に進む。そして、①特別送達は訴訟法上の送達の実施方法であり、国民の権利を実現する手続の進行に不可欠なものであるため、適正な手順に従い確実に送達者に送達されることが特に強く要請されること、②書留郵便物全体のうちのごく一部にとどまることがかがわれること、③書留料金に加えた特別の料金が必要とされていること、④その差出人は裁判所書記官であり、訴訟当事者は他の送付の手段を全く有していないこと、⑤送達実施の際に過誤が生じ関係者に損害が生じた場合、それが送達を実施した公務員の軽過失によつて生じたものであつても、被害者は国に対して国賠法一条一項に基づき損害賠償を請求し得ること、といった特別送達郵便物の特殊性に照らして、「郵便業務従事者の軽過失による不法行為から生じた損害の賠償責任を肯定したからといって、直ちに、その目的の達成が害されるということとはできず、上記各条に規定する免責又は責任制限に合理性、必要性があるということは困難である」と判断している。

しかし、上田裁判官意見が述べるように、特別送達郵便物も書留郵便物の一種である以上、郵便制度の目的を達成するために、郵便業務従事者の軽過失による不法行為に基づき損害が生じたにとどまる場合には、国の損害賠償責任

を免除又は制限することも認められる、とも考えられる。ここでは、特別送達郵便物の特殊性を強調するのか、あるいは書留郵便物との共通性を強調するのかによって、軽過失の場合の免責の必要性に対する判断が分かれることになる。すなわち、特別送達郵便物の特殊性に基づく（軽過失の場合の）損害賠償の必要性と、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進すること」という郵便法の目的達成とが衡量されることになり、多数意見は前者を重視したのであるが、その判断過程は必ずしも明らかではない。次に述べるように、本判決は、郵便物の種類に応じた諸事情を考慮して具体的審査を行っている点で評価できるが、郵便法の目的達成との関連性についてのより詳しい説明が必要であったように思われる。

3 審査の範囲について

ところで、問題となった郵便法六八条及び七三条の規定の違憲審査に際して、審査の範囲をどのように設定するかという問題がある。¹⁵ あり得る審査の範囲としては、①郵便物一般について、②書留郵便物及び特別送達郵便物について、③特別送達郵便物について、が考えられる。①につい

てはこれまで、郵便法六八条、七三条の規定は全体として合憲とする説¹⁶と、故意又は重過失がある場合にまで免責、責任制限する部分が違憲であるとする説¹⁷があるが、本判決はこの範囲での審査は行わず、②についての審査を行っている。この点、郵便法一条の「目的を達成するための様々な役務ないし要素の体系」（横尾裁判官意見）である郵便事業の特質に鑑みて、郵便物一般についてではなく、郵便物の種類に応じた諸事情を考慮して具体的審査を行っている点で、本判決は評価できると思われる。

しかし、③の範囲に限定して審査を行う方法もあり得たのであり、福田、深澤裁判官意見が言うように、「多数意見は、併せて『書留』郵便物一般についても説示しており、これは厳密に言えば本件事案の外の問題」である。また、X社は郵便業務従事者の故意又は過失により損害が生じた¹⁸と主張しているのであるから、「事案の解決のためには、特別送達郵便物に関して、郵便業務従事者に故意又は重過失がある場合に国の損害賠償責任を限定することの必要性・合理性を審査すれば足りた」はずであり、軽過失の場合については判断する必要はなかったのである。この点、本判決が特別送達郵便物に関する軽過失の場合や、書留郵便物一般についても判断を行った理由は不明確である。市川教

授は、「最高裁は、国が差戻審において軽過失しかなかったと主張することを見越して、特別送達郵便物に関して郵便業務従事者の軽過失がある場合に国の損害賠償責任を限定することの合憲性についても判断したのかもしれない」として、「付随的違憲審査制の下での違憲審査権の行使は、厳密な意味で当該事案の処理に必要最低限度の憲法判断をすることに限定されないというのが、最高裁の立場なのである」と述べる¹⁹。後述するように、本判決を受けて郵便法が改正され、書留郵便物については郵便業務従事者の故意又は重過失により、特別送達郵便物については軽過失により損害が生じた場合にも国の賠償責任が認められることになり、本判決のいわば傍論の部分も含めて立法的手当がなされたのであるが、付随的違憲審査制のもとでの傍論のあり方については更なる検討が必要なるように思われる。

4 まとめ

本判決に対しては、「一定の政策目的を達成するために、事業者の損害賠償責任を軽減している商法、国際海上物品運送法、鉄道営業法、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律、油濁損害賠償保障法などは、いずれも事業者側に故意・重過失などがある場合は責任制限の規定を適用しな

い、というのが共通の線引きになって」おり、「今回の判決はその線引きをほぼ追認しただけ、といっても過言ではない²⁰」という評価もあるものの、「国家賠償請求権を具体化する法律を定める国会の立法裁量に憲法上の限界があることを明らかにし、憲法一七条に適合するかどうかの判断の枠組みを設定した上で、国の損害賠償責任を限定する法律を違憲とした画期的な判決²¹」であり、「憲法一七条が公務員の不法行為による国、公共団体の賠償責任に関する法制度（立法裁量）を具体的に規律すること及びその判断基準を明確にしたという点で大きな意義を持つ²²」ことは間違いないであろう。特に、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進すること」という目的を達成するための多種多様な役務や要素の体系である郵便事業の特質に鑑みて、郵便物一般ではなく、その種類に応じた諸事情を考慮して具体的審査を行っている点で評価できる。しかし、それぞれの郵便物の特殊性と郵便法の目的達成との関係や、本判決が特別送達郵便物に関する軽過失の場合や書留郵便物一般についても判断した理由については不明確な点もあり、もう一步踏み込んだ説明が望まれるところである。

また、本判決は、郵便法六八条、七三条の規定のうち、

書留郵便物及び特別送達郵便物に関して損害賠償請求権を制限していた部分（ただし書留郵便物の場合は軽過失によるものは除く）の違憲を宣言した、法令の一部違憲判決である。⁽²³⁾つまり、特別送達郵便物及び書留郵便物以外の郵便物に関する国の損害賠償責任の限定については触れておらず、普通郵便物など郵便物一般に関する問題に解答を与えるものではない。

本判決に対応して、郵便法が改正され（平成一四年法律第一二二号、同年一二月四日公布同日施行）、書留郵便物については郵便業務従事者の故意又は重過失により、特別送達郵便物については軽過失により、「郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかったとき」（郵便法新六八条三項）には、郵政事業庁長官は損害賠償責任を負うことになった。ただ、ここでも、それ以外の部分については改正の対象になっておらず、今後の課題として残されている。⁽²⁴⁾

ところで、本件で問題となった郵便法六八条、七三条の規定は、旧郵便法（明治三三年三月一三日法律第五四号）三三条、三七条に基づくものであり、国家無答責の原則が一般的であった時代の名残であったとされる。⁽²⁵⁾このような発想を背景とした国の損害賠償責任免除、制限は見直され

なければならぬのは当然のことである。しかし、それを単に規制緩和、民営化の流れの一環として位置づけるのみでは必ずしも十分ではないように思われる。本年四月一日より、郵政事業庁が郵政公社へと移行し、郵便事業への競争原理の導入も今後進んでいくと思われるが、その際には「ユニバーサル・サービス」としての郵便事業という側面も、併せて考慮する必要があると考える。

すなわち、郵便法一条は、「この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする」として、郵便事業の目的を示している。このような、いわゆる「あまねく規定」としては、例えば日本電信電話株式会社等に関する法律三条が、日本電信電話株式会社（NTT）の責務として、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な供給の確保に寄与する」ことを求めている例や、放送法七条が、日本放送協会（NHK）の責務として、「協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行」うと定めている例がある。これらはいずれも、「万人に共通のサービス」という「ユニバーサル・サービス」の考え方を示したもの

であるとされている。⁽²⁶⁾

本判決も、「上記目的の下に運営される郵便制度が極めて重要な社会基盤の一つであることを考慮すると、法六八条、七三条が郵便物に関する損害賠償の範囲に限定を加えた目的は、正当なものであるということが出来る」と述べて、同様の考え方に立っているものと思われる。⁽²⁷⁾ もっとも、「あまねく規定」を有するからといって、あらゆる郵便事業が無条件にユニバーサル・サービスにあたるとは限らないのは言うまでもない。郵便物やサービスの性質などに応じた判断が必要となる。先述したとおり、本判決は、書留郵便物及び特別送達郵便物以外の郵便物について語るところはないが、今後、例えば普通郵便物について軽過失による不法行為によって損害が発生した場合にも国の賠償責任を免除ないしは制限すべきかといった問題について論じる場合、規制緩和、民営化あるいは競争原理の導入といった観点からのみならず、損害賠償責任制限が、業務の円滑な運営の確保、利用料金の高騰の抑止に実際に資するかどうかといった観点からの具体的検討が必要であると思われる。この点、結論の是非はともかくとして、横尾裁判官意見が書留の損害補償の方式に関して、「利用者に対し、賠償範囲は限定されているが、簡便な手続で賠償がされるという

利点を提供するとともに、郵便事業の運営面では、定型的な事故処理を行い、また、賠償に要する総費用の見通しを得ることを可能にしているものである」と述べている点や、多数意見が、書留郵便物全体に占める特別送達郵便物の割合を考慮している点などは、注目に値すると思われる。

(1) 本判決の解説、評釈として、判例時報一八〇一号二八頁以下及び判例タイムズ一〇六号六四頁以下の解説(同一内容)のほか、「司法記者の眼」ジュリスト一二三三三号(二〇〇二年)三七頁、市川正人「郵便法免責規定違憲判決」法学教室二六九号(二〇〇三年)五三頁以下、牛嶋仁「郵便法損害賠償責任制限規定最高裁違憲判決」法令解説資料総覧二五三三号(二〇〇三年)九二頁以下、西原博史「郵便法による免責・責任制限と憲法一七条」受験新報六二六号(二〇〇三年)八頁以下。

(2) 法学協会編『註解日本国憲法(上巻)』(有斐閣、一九五三年)三八一頁、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂著『憲法I』(青林書院、一九九四年)三五七頁以下(浦部法穂執筆)等参照。

(3) 法学協会編・前掲註(2)三八七頁、古崎慶長『国家賠償法』(有斐閣、一九七一年)二六〇頁、阿部照哉『憲法(改訂)』(青林書院、一九九一年)一六七頁等。

(4) 佐藤功『憲法(上)(新版)』(有斐閣、一九八三年)

- 二八一頁、樋口ほか・前掲註(2)三五八頁、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利著『憲法I(第三版)』(有斐閣、二〇〇一年)五〇五頁(野中俊彦執筆)等。
- (5) 佐藤幸治『憲法(第三版)』(青林書院、一九九五年)六一四頁、初宿正典『憲法二(第二版)』(成文堂、二〇〇一年)四六二頁。
- (6) ただし、初宿・前掲註(5)四六四頁以下は、予防接種禍問題に関して、憲法一七条の直接適用による損害賠償を認める可能性を示唆する。
- (7) ただし、前提問題として、郵便物送達に関する郵便業務従事者の不法行為に基づく損害賠償について、国家賠償法が適用されるのか民法が適用されるのかという問題が存在し、民法を適用した場合には、公務員個人を被告とすることができるという点で差異が生じることになる。牛嶋・前掲註(1)九四頁以下。
- (8) 註(4)で挙げたもの以外に、法学協会編・前掲註(2)三八八頁以下、今村成和『国家補償法』(有斐閣、一九五七年)八五頁等。
- (9) 水戸地判一九七六年二月一九日判例タイムズ三五七号二八九頁、奈良地判一九九三年八月二五日判例タイムズ八三四号七二頁、大阪高判一九九四年三月一五日判例時報一五二五号七一頁。
- (10) 市川・前掲註(1)五五頁参照。
- (11) 市川・前掲註(1)五五頁。
- (12) 市川・前掲註(1)五六頁、西原・前掲註(1)九頁参照。
- (13) 市川・前掲註(1)五五頁も、「関連する事項を総合考慮して判断するというこの判断枠組みを用いて、かなり厳密に『合理性及び必要性』を判断している」と述べる。また、牛嶋・前掲註(1)九五頁は、「賠償責任免除・制限規定が、法の目的と比例しているかどうかの審査を行ったように読みとることができる」と指摘する。
- (14) 市川・前掲註(1)五五頁。なお、本件一審判決も、「郵便配達業務は郵便事業を行う国が郵便差出人との私的契約に基づいて行われる業務であって、私人間の物品運送契約に基づく業務と変わるところがない」と述べている。郵便利用関係の法的性質について、吉川義春「郵便損害賠償論」司法研修所報二九号(一九六二年)八〇頁以下、八一頁以下を参照。
- (15) 以下につき、判例時報の解説二九頁を参照。また、郵便法六八条の免責範囲について、吉川・前掲註(14)一一三頁以下を参照。
- (16) 雄川一郎「行政上の損害賠償」『行政法講座三』(有斐閣、一九六五年)一頁以下、二四頁、古崎慶長「国家賠償法の諸問題」(有斐閣、一九九一年)二九五、三〇二頁、原野翹「争議行為による郵便物の配達遅延と国の損害賠償責任」民商法雑誌八五巻四号(一九八二年)一三七頁、宇賀克也『国家補償法』(有斐閣、一九九七年)三五六頁等。
- (17) 今村・前掲註(8)八六頁、阿部泰隆「事例解説行政法」

- (日本評論社、一九八七年)一四四頁以下等。また、市川・前掲註(1)五八頁註(12)も参照。
- (18) 市川・前掲註(1)五六頁。
- (19) 市川・前掲註(1)五六頁。
- (20) 「司法記者の眼」・前掲註(1)三七頁。
- (21) 市川・前掲註(1)五五頁。
- (22) 牛嶋・前掲註(1)九四頁。
- (23) 市川・前掲註(1)五七頁によれば、法令の一部違憲には、文言上の一部違憲と意味上の一部違憲とがあり、本判決は、最高裁が初めて後者の意味上の一部違憲を宣言した判決である、という。
- (24) 詳しくは、牛嶋・前掲註(1)九五頁を参照。
- (25) 旧法下の損害賠償については、奥村喜和男『郵便法論』(克明堂書店、一九三八年)二〇二頁以下を参照。
- (26) ユニバーサル・サービスの考え方について、浜田純一『ユニバーサル・サービス』と情報に関する権利」ジュリスト一〇五七号九頁以下を参照。
- (27) 郵便事業とユニバーサル・サービスの問題について、桜井徹「郵便事業民営化批判―ドイツの事例をふまえて―」経済七五号(二〇〇一年)一二二頁以下、山下唯志「郵政民営化戦略と民間参入問題―郵政事業経営および郵便・メール便市場の分析を通して―」経済八二号(二〇〇二年)七四頁以下、井上照幸「郵便市場開放とユニバーサルサービス」同九一頁以下を参照。